

〔別紙〕  
様式1事業報告書  
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 社会医療法人恒心会  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用  
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町 27 番 22 号  
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成元年12月5日
- (4) 設立登記年月日 平成元年12月12日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	小倉 雅	老人保健施設ヴィラかのや管理者
理事	坂元 潤也	さかもと歯科クリニック管理者
同	前田 宏	
同	高尾 一行	
同	重信 恵三	
同	東郷 泰久	恒心会おぐら病院管理者
同	東本 昌之	
同	新川 義容	
同	衣斐 勝彦	
監事	島元 安二郎	顧問税理士
同	駒走 雅俊	
評議員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記

載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	恒心会おぐら 病院	4610311492	鹿児島県鹿屋市笠之原 町 27 番 22 号	一般病床 1 16床 療養病床 1 00床 [医療保険 216床]
診療所	さかもと歯科 クリニック	4630330522	鹿児島県鹿屋市寿 8 丁 目 21-2	
介護老 人 保健施 設	老人保健施設 ヴィラかのや	4650380027	鹿児島県鹿屋市寿 8 丁 目 21-2	入所定員 8 0名 通所定員 50名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションことぶき	鹿児島県鹿屋市寿 8 丁目 21-2	
ヘルパーステーションヴィラかのや	鹿児島県鹿屋市寿 8 丁目 7309-2	
居宅介護支援事業所ヴィラかのや	鹿児島県鹿屋市寿 8 丁目 21-2	
おぐら居宅介護支援事業所	鹿児島県鹿屋市笠之原町 27 番 22 号	
鹿屋市東部地区地域包括支援センター	鹿児島県鹿屋市寿 8 丁目 21-2	

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。  
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

該当無し

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

該当無し

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2

法人名 社会医療法人 恒心会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

財 産 目 録

(令和6年 3月31日現在)

1. 資 産 額	6,969,286 千円
2. 負 債 額	3,969,254 千円
3. 純 資 産 額	3,000,032 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,502,049
B 固 定 資 産	3,467,236
C 資 産 合 計 (A+B)	6,969,286
D 負 債 合 計	3,969,254
E 純 資 産 (C-D)	3,000,032

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 ( ■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 ( ■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 社会医療法人 恒心会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

貸借対照表  
(令和6年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	3,502,049	<b>I 流動負債</b>	1,491,101
現金及び預金	2,387,352	買掛金	118,778
事業未収金	956,339	短期借入金	760,384
有価証券	100,000	前受収益	208
たな卸資産	47,813	未払金	80,447
前払費用	1,617	未払費用	318,769
役員従業員短期貸付金	8,518	未払法人税等	71
その他の流動資産	408	未払消費税等	3,554
<b>II 固定資産</b>	3,467,236	仮受金	470
1 有形固定資産	3,157,877	従業員預り金	38,634
建物	1,568,302	賞与引当金	169,784
構築物	37,112		
医療用器械備品	149,102	<b>II 固定負債</b>	2,478,152
その他の器械備品	155,312	長期借入金	1,645,168
車両及び船舶	6,678	退職給付引当金	740,365
土地	1,198,908	役員退職給付引当金	82,554
建設仮勘定	42,460	その他の固定負債	10,065
2 無形固定資産	72,609		
ソフトウェア	69,801	負債合計	3,969,254
電話加入権	2,808		
3 その他の資産	236,749	純資産の部	
役職員等長期貸付金	70,690	科 目	金 額
長期前払費用	12,023	<b>I 積立金</b>	3,000,032
保険積立金	151,428	設立等積立金	2,117,964
その他の固定資産	2,606	繰越利益積立金	882,068
		純資産合計	3,000,032
資産合計	6,969,286	負債・純資産合計	6,969,286

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

法人名 社会医療法人 恒心会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号

## 損 益 計 算 書

(自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	額
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		5,868,544
2 事業費用		5,887,481
本来業務事業利益		-18,937
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		408,883
2 事業費用		361,778
附帯業務事業利益		47,105
事業利益		28,168
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	690	690
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	15,676	15,676
経常利益		13,182
<b>IV 特別利益</b>		
<b>V 特別損失</b>		
固定資産除却損	109	
その他の特別損失	136,321	136,430
税引前当期純利益		-123,248
法人税・住民税及び事業税	71	71
当期純利益		-123,319

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人恒心会  
理事長 小倉 雅 殿

私（注1）は、社会医療法人会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月17日  
社会医療法人恒心会

監事 島元 安二郎

監事 駒走 雅俊

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。